

公益財団法人かずさDNA研究所賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人かずさDNA研究所定款第34条に規定する賛助会員(以下「会員」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、財団の目的に賛同し、賛助会費(以下「会費」という。)を納入する法人で、第5条により理事長の承諾を得たものとする。

(会費)

第3条 会費は、年度会費とし、その額は次に掲げる額とする。ただし、理事長が必要と認める場合はその額を減額することができる。

1 口を500,000円とし1口以上に相当する額

2 会員は、口数に応ずる額を財団の事業年度ごとに、その5月末までに納入するものとする。ただし、事業年度の途中に加入する場合は、口数に応ずる額を加入後1月以内に納入するものとする。

(会員の特典)

第4条 会員は、次の各号に掲げる特典を受けることができる。

- (1) パンフレット、事業報告書等の各種刊行物の頒布
- (2) 図書等の閲覧
- (3) 共同研究の優先実施
- (4) 研修員制度の優先利用
- (5) 未公開研究情報及びデータベース等の利用
- (6) セミナー、研修会等の参加
- (7) セミナー、研修会等への案内
- (8) バナー広告掲載(ロゴマーク掲載エリア)

(新規加入)

第5条 新たに会員として加入しようとする者は、加入申込書を提出の上、理事長の承諾を得るものとする。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会しようとする日の30日前までに理事長に届けなければならない。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長はこれを退会させることができる。

- (1) 定められた期限内に正当な事由なく会費の納入を怠ったとき
- (2) 財団の名誉を毀損し、あるいは設立趣旨に反する行為をしたとき

3 会員が退会したときは、既に納入した会費は返還しない。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。